

NPO 法人全国小規模保育協議会会員の皆さまへ

NPO 法人全国小規模保育協議会

総合補償制度のご案内



1 保育所の賠償事故補償 (賠償責任保険普通保険約款、施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、生産物特約条項、受託者特約条項、他)

保育所の施設管理または業務遂行上の管理・指導ミスや提供した飲食物等により、園児・保護者やその他第三者の身体に障害を与えた場合、または第三者の財物に損害を与えた場合に保育所が法律上負担すべき損害賠償金や訴訟費用等を保険金としてお支払いします。

事故例

- 保育士が目を離した際に園児がすべり台から落下。鎖骨を骨折し、保育所の管理責任を問われた。
- 保育所で調理した給食が原因で、複数の園児が食中毒により入院した。

2 園児のための傷害事故補償 (学校契約団体傷害保険特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約および天災危険と補償特約セット普通傷害保険 他)

園児の保育所管理下における急激かつ偶然な外来の事故によるケガを補償します（保育所の責任の有無は問いません）。また、園児の通園・帰宅途上や保育所の敷地外（近隣公園等）およびその往復途上で被った事故についても補償します。

事故例

- 園児が園庭で遊んでいたところ、転倒して足を捻挫、治療のために通院した。
- 保育士が園児を抱っこした状態でバランスを崩し、転倒した結果、園児が骨折した。
- 走っていた園児同士がぶつかり転倒し、左足を骨折した。

「保育所管理下」の定義

- 保育所施設内での保育中
- 合理的な経路での通園（帰宅）途上
- 保育所施設外での活動中および活動場所との往復途上

（注）宿泊を伴う旅行等の行事は補償対象外となります。

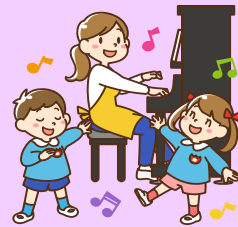
保険期間

2024年4月1日午後4時～2025年4月1日午後4時

中途加入

毎月、中途加入を受け付けています。

NPO 法人全国小規模保育協議会



1 保育所の賠償事故補償

保険金額（支払限度額）

			Aコース	Bコース	Cコース	自己負担額
身体賠償 財物賠償	施設・昇降機	1名・1事故	2億円	5億円	10億円	1千円
	生産物	期間中	2億円	5億円	10億円	
受託物賠償		1名・1事故・期間中	500万円 (うち受託貴重品・現金は10万円)			5千円
人格権侵害※		1名	100万円			1千円
		1事故 / 期間中	1,000万円			
使用不能損害※		1名	100万円			1千円
		1事故 / 期間中	1,000万円			
被害者対応費用		死亡・重度後遺障害	1名50万円			なし
		上記以外の身体障害	1名10万円			
事故対応特別費用		期間中	1,000万円			なし

※1回の事故についておよび保険期間を通じて1,000万円を限度としてお支払いします。

「保険料例」

保育所3園を運営している法人（合計定員数：53名）がCコースに加入する場合 ⇒ 加入保険料：30,740円

2 園児のための傷害事故補償

保険金額（1口あたり）※5口まで加入できます。

	Aコース	Bコース
死亡・後遺障害保険金	100万円	180万円
入院保険金日額	1,500円	1,500円
通院保険金日額	1,000円	1,000円



「保険料例」

保育所3園を運営している法人（前年の園児の年間平均在籍人数の合計：58名）がAコースに加入する場合 ⇒ 加入保険料：72,210円



お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社エヌシーアイ
 〒154-0017 東京都世田谷区世田谷4-7-6 セイフピア3階
 TEL **03-3426-7757** FAX **03-3426-9779**
 〈受付時間 平日/午前9時から午後6時まで(日、祝日、年末年始を除きます)〉

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社
 医療・福祉開発部 第二課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL **03-3349-5137**
 〈受付時間 平日/午前9時から午後5時まで〉

加入に関する必要書類をFAXにて請求される場合は下記内容を記入のうえ、FAX送付願います。もちろん、電話での請求も受付しております。このチラシは概要を説明したものです。詳細は取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

SJ23-15345 2024/02/19

資料請求用紙

NPO 法人全国小規模保育協議会 総合補償制度

株式会社エヌシーアイ 行

FAX 番号 03-3426-9779

法人名			
ご担当者	フリガナ	電話番号	
住所	〒 -		

保険商品や保険に関する各種ご案内のみに利用させていただきます。

保育所